



本報 ゆがわ

No. 468

11

平成17年 月号

編集 湯川村役場総務課
発行 0241-27-8800

稲刈り体験 in 湯川村 (10月10日)



主な内容

- ▷ 優良防犯団体表彰受賞 …………… ②
- ▷ 保育所入所ご案内 …………… ③
- ▷ 平成16年度会計決算の状況 …… ④⑤
- ▷ 村職員の給与・定員状況 …… ⑥⑦
- ▷ 産業文化祭のお知らせ …… ⑧
- ▷ 心配ごと相談所
ふれあい相談会 …………… ⑨
- ▷ お知らせ・募集 …………… ⑩⑪
- ▷ 保健だより …………… ⑫
- ▷ 村民の文芸発表のひろば …… ⑬
- ▷ 警察署・消防署・消防団からの
お知らせ …………… ⑭



●村の花…アジサイ



●村の木…イチョウ



●村の鳥…カッコウ

人の動き(10月1日現在)

| | 総人口 | 男 | 女 | 世帯数 |
|-------|--------|--------|--------|-------|
| 総人口 | 3,730人 | 1,776人 | 1,954人 | 945世帯 |
| (前月比) | (△9) | (△5) | (△4) | (△2) |

優良防犯団体表彰受賞

平成17年10月13日(木)、二本松市の二本松市民会館で開催されました『全国地域安全運動福島県民大会』の席上において、会津坂下地区防犯指導隊湯川村地区分隊が県防犯協会及び警察本部連名による優良防犯団体の表彰を受賞されました。

このことは、多年にわたり地域の防犯活動に従事し、その功績に対しての受賞であります。なお、今後におきましても防犯活動を継続した上で、村民皆様方のお力添えをお願い申し上げます。



▷ 右側から
大関 剛さん(笈川)
大場新祐さん(堂畑)

磯部幸太郎さん
県警察犬訓練大会優勝

平成17年9月28日(水)、猪苗代町で開催されました『県警察犬訓練競技大会』において、磯部幸太郎さん(沼ノ上)と警察犬のルルが臭気選別部門で見事優勝されました。

現在、全国の警察犬指導士の中でも最高齢となられる磯部さんは、今回が初めての優勝というところで「これまでの努力が報われて本当にうれしい。」と喜びを語りました。

また、健康の秘訣の一つに日々の訓練があることも話され、「これからも現役で頑張りたい」と力強く、ますますの活躍を誓っていました。



磯部幸太郎さんと愛犬ルル

第21回村民ゲートボール大会
浜崎チーム優勝

9月19日(月)、敬老の日、中央運動広場において開催されました。6チームの参加があり各チームとも監督の指示のもと熱い戦いを繰り上げました。

結果は次のとおりです。

- 優勝 浜崎チーム
- 準優勝 熊川Bチーム
- 第3位 勝常チーム
- 第3位 熊川Aチーム



優勝した浜崎チーム

大学生が
田舎暮らしを体験

山形大学と東洋大学の学生男女6人が、9月15日〜17日と9月23日〜25日の二班に分かれて、田舎暮らしを体験に来村しました。

沼ノ上の大久保利彦さん宅、北田の小野澄雄さん宅、中台の片桐豊司さん宅の3軒の農家にご協力いただき、泊まりながら農作業の手伝いを行いました。学生たちは、農家の暮らしぶりを体験しながら、農家の方々と交流を図りました。

今回の事業は、会津農林事務所主催によるグリーンツーリズム推進事業の一環として、ワーキングホリデー(参加者が農家に泊めてもらう代わりに、農作業を手伝いながら田舎暮らしを体験する)を実施したものです。今後、グリーンツーリズム事業を推進して、都会の人たちと農家の人たちの交流を図り、地域の活性化につなげていきたいと思います。



米紙袋に押印(片桐さん宅)

稲刈り体験 in 湯川村

10月10日(体育の日)湯川村の美味しい米と農作物のPRを兼ね、亀ヶ代地内の水田で村内外から多くの参加者を募り稲刈り体験作業を実施しました。

稲刈り体験にはチラシなどを見て会津地方各地から駆けつけた家族連れなど50人が参加し、農家の方のてほどきを受けて黄金色に実った稲穂を丁寧に鎌で次々と刈り取り、棒架け作業を行って、参加者一同心地よい汗をかきました。

作業終了後は、全員で美味しいコシヒカリのおにぎりや地鶏肉入りの汁やつきたて餅を味わい、食の交流を行いました。また会場には子やぎと子羊の移動動物園も設けられ子供達の人気を集めました。



除草作業(大久保さん宅ハウス内)

保育所入所ご案内

平成18年4月から保育所に入所を希望する乳幼児の受付を行います。

◎ 保育所の目的と役割

保育所は、保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのために、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設です。

従って、保育所は、学校や幼稚園のようにその児童の教育的要請の見地に基づくものではなく、家庭の保護者に代わってその児童を保育することを目的とするものです。また、入所している児童の心身の健全な発達を図る役割もっています。

◎ 受付期間

平成17年11月1日(火)から11月30日(木)まで
(ただし、定員に満たない場合はその後も随時受け付けます。)

◎ 入所基準

保育所に入所できる基準は、次のいずれかの事情にある場合で、保護者以外のかたが児童の保育をできないと認められる場合です。

- (1) 家庭外労働
昼間家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合。
- (2) 家庭内労働
昼間家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合。
- (3) 母親のいない家庭
母親の死亡・行方不明などの理由により、母親がいない家庭の場合。
- (4) 母親の出産等
母親が出産の前後であったり、病気があったり、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合。

(5) 病気の看護等
その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、母親がいつもその看護にあたり、その児童の保育ができない場合。

(6) 家庭の災害
火災、風水害、地震等の不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合。

※入所申込者が定員を超えたときは、湯川村保育所入所実施基準取扱要綱により選考します。

◎ 準備するもの

- ① 保育所入所申込書
(用紙は保育所にあります。)
- ② 印鑑
- ③ 就労証明書等
- ④ (用紙は保育所にあります。)
家族の中で給与所得のある人がいる場合はその人の平成16年分の「源泉徴収票」

◎ 受付・問合せ先

詳細については保育所へご連絡ください。
保育所 ☎ 27-3113

◎ 定員45名

◎ 保育時間

午前7時30分から
午後6時30分まで
(土曜日は午後5時30分まで)

◎ 保育料

保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者(父母、祖母、養父母等)の前年又は前々年の所得課税額を下記の保育料徴収金基準額表にてはめ決定されます。

保育所徴収金基準額表

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 | | 徴収金基準額 (月額) | |
|----------------------|--|----------------------|----------|
| 階層区分 | 定 義 | 3歳未満児の場合 | 3歳以上児の場合 |
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む) | 0円 | 0円 |
| 第2階層 | 第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯 | 5,400円 |
| 第3階層 | | 市町村民税課税世帯 | 11,700円 |
| 第4階層 | 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 64,000円未満 | 18,000円 |
| 第5階層 | | 64,000円以上160,000円未満 | 26,700円 |
| 第6階層 | | 160,000円以上408,000円未満 | 36,600円 |
| 第7階層 | | 408,000円以上 | 41,600円 |

保健・福祉の向上と快適な生活環境の村づくりを目指し

平成16年度 村会計決算の状況

9月の定例議会で審議された平成16年度**一般会計**（普通会計）と7つの**特別会計**を合わせた決算額は、歳入総額が45億482万円で、歳出総額が43億6,826万円となっています。【表1参照】
前年度と比較すると、歳入で4億409万円（9.9%）増、歳出で4億6,166万円（11.8%）増となっています。

なお、文中及び表中の金額の単位は万円を用い、1万円未満は四捨五入しました。そのため、差額又は合計金額が異なる場合がありますのでご了承ください。

歳入

一般会計の歳入総額は24億8,779万円で、昨年比に比べ2億8,578万円（13.0%）増となっています。

内訳は、**地方交付税**（村の財政力に応じて国から交付されるお金）が10億2,488万円で歳入総額の41.2%を占めて最も多く、次いで**村債**（事業を行うときの借入金）19.1%、**村税**（村民皆様からの税金）11.1%、**国・県支出金**（事業に対する国や県からの補助金、交付金など）8.5%の順になっています。そのうち**自主財源**（村独自で確保できる財源）は6億8,945万円で、歳入総額の27.7%を占め、前年度（5億8,721万円）より1億224万円（17.4%）増となっています。

一方、**依存財源**（国や県に依存する財源）は17億9,834万円で、総額の72.3%を占めています。

歳出

歳出総額は、24億1,074万円で前年に比べ3億5,839万円（17.5%）の増となっています。

歳出を目的（款）別にみると、学校や社会教育にかかる**教育費**が6億628万円と全体の約4分の1（25.1%）を占めており、次いで児童福祉や老人福祉等にかかる**民生・衛生費**が4億5,754万円（19.0%）、全般的な管理事務や企画事務にかかる**総務費**4億2,127万円（17.5%）、**公債費**3億1,494万円（13.1%）、**土木費**2億8,049万円（11.6%）等となっています。

次に性質別にみると、**普通建設事業費**が5億9,773万円で全体の約4分の1（24.8%）を占め、次いで**人件費**が5億4,406万円（22.6%）、**公債費**3億1,494万円（13.1%）等と続いています。なお、財政構造の硬直化の要因となる義務的経費の総額は、9億2,010万円で歳出総額の38.2%を占めているが、構成比において前年度に続き減少（▲3.5%）しています。

《平成16年度一般会計における主な事業》

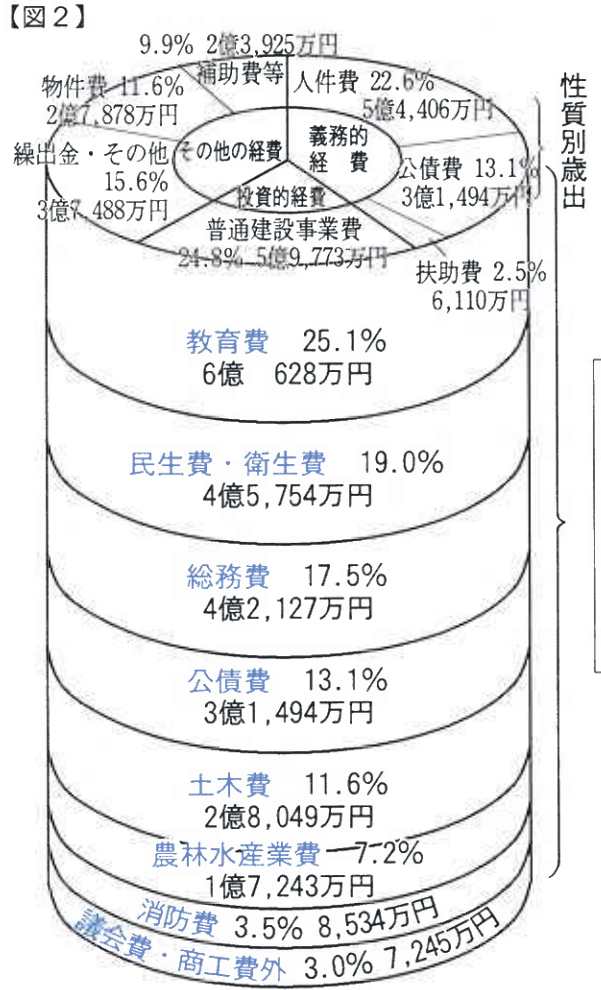
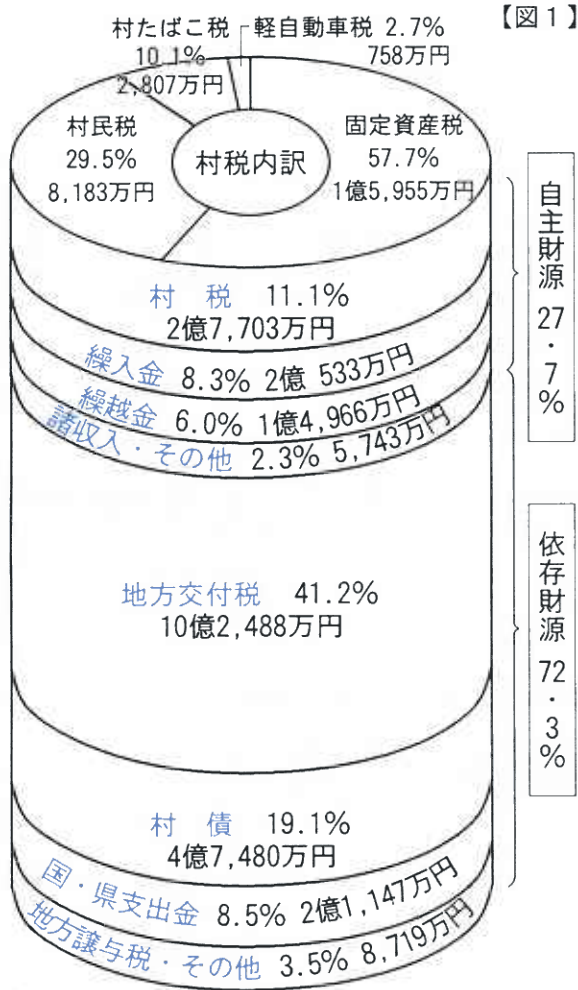


- ◆湯川中学校屋内運動場改築事業
3億3,200万円
- ◆笈川運動広場整備事業
6,776万円
- ◆村道藤沼線道路改良舗装工事
3,412万円

平成16年度 普通会計決算の内訳

歳入 **24億8,779万円**

歳出 **24億1,074万円**



○平成16年度各会計の決算状況 【表1】

(単位：万円)

| | 歳入 | 歳出 | 翌年度に繰越すべき財源 | 差引残額 |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------|------------------|
| 普通会計 | 24億8,779万円 | 24億1,074万円 | | 7,705万円 |
| 一般会計 | 24億8,779万円 | 24億1,074万円 | | 7,705万円 |
| 特別会計 | 20億1,703万円 | 19億5,752万円 | 0 | 5,951万円 |
| 国民健康保険 | 3億1,028万円 | 2億9,329万円 | 0 | 1,699万円 |
| 簡易水道 | 1億7,787万円 | 1億5,795万円 | 0 | 1,992万円 |
| 老人保健 | 5億3,109万円 | 5億3,017万円 | 0 | 92万円 |
| 工業団地造成事業 | 1億5,416万円 | 1億5,087万円 | 0 | 329万円 |
| 特定環境保全公共下水道事業 | 5億3,751万円 | 5億3,446万円 | 0 | 305万円 |
| 農業集落排水事業 | 5,206万円 | 5,179万円 | 0 | 27万円 |
| 介護保険 | 2億5,406万円 | 2億3,899万円 | 0 | 1,507万円 |
| 計 | 45億482万円 | 43億6,826万円 | 0 | 1億3,656万円 |

村職員の給与・定員状況をお知らせします

村職員の給与は、国の人事院の勧告及び県や他の地方公共団体などとの均衡を考慮しながら、村議会の審議を得て条例で定めることになっています。

村職員の給与や職員数などの実態を広く知っていただくために、その内容についてお知らせします。

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

| 区 分 | 住民基本台帳人口 | 歳 出 額 A | 実質収支 | 人 件 費 B | 人件費率 (B/A) | 15年度の 人件費率 |
|------|--------------------|-----------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 16年度 | H17.3.31 3,731人 | 千円 2,410,736 | 千円 77,049 | 千円 544,060 | % 22.6 | % 25.3 |

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

| 区 分 | 職 員 数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり給与費 (B/A) |
|------|------------|---------------|--------------|--------------|---------------|-------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 17年度 | 人 52 | 千円 215,023 | 千円 32,878 | 千円 89,643 | 千円 337,544 | 千円 6,491 |

(注) 職員手当には退職手当を含まない。給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成17年4月1日現在）

| 区 分 | 一 般 行 政 職 | | 技 能 労 務 職 | |
|-----|--------------|-----------|--------------|---------|
| | 平均給料月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均年齢 |
| 湯川村 | 円 346,200 | 歳 44.6 | 円 287,600 | 歳 51 |

(4) 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

| 区 分 | 湯川村初任給 | 国 初 任 給 | |
|-------|--------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 170,700円 | 170,700円 |
| | 短大卒 | 148,500円 | 148,500円 |
| | 高校卒 | 138,800円 | 138,800円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 151,500円 | 151,500円 |

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成17年4月1日現在）

| 区 分 | 経験年数10年以上15年未満 | 経験年数15年以上20年未満 | 経験年数20年以上25年未満 | |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 277,500円 | 325,000円 | 380,800円 |
| | 短大卒 | 269,300円 | 288,300円 | 343,100円 |
| | 高校卒 | 242,800円 | — | 269,300円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | — | 250,300円 | — |

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間の職歴などのある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

| 区 分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 計 |
|--------------|--------------|------------|------------|--------------|--------------|------------|-------|--------|
| 標準的な 職務内容 | 主事補 主事・技師 | 主 事 技 師 | 主 査 技 査 | 係 長 主査・技査 | 主任主査 主任技査 | 課 長 主 幹 | 課 長 | |
| 職 員 数 | 0人 | 2人 | 4人 | 10人 | 6人 | 11人 | 6人 | 38人 |
| 構 成 比 | | 5.4% | 10.8% | 21.6% | 16.2% | 29.7% | 16.2% | 100.0% |
| 1年前の構成比 | | 10.5% | 15.8% | 15.8% | 23.7% | 15.8% | 18.4% | 100.0% |

(注) 職員の代表的な職種である一般行政職に適用されている級別の標準職務とその職員数及び構成比です。

(7) 職員手当の状況 (職員には、次のような手当が主に支給されています。)(平成17年4月1日現在)

| | | | |
|---------|--|-----------|--|
| 勤 勉 手 当 | (17年度支給割合) | 勤 時 間 手 当 | 正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当土日の勤務は代休制をとっています (平成17年度職員一人当たり平均支給月額 41,000円) |
| | 期末手当 | 外 | |
| 手 当 | 6 月 期 1.40 月 分 | 0.7 月 分 | 扶 養 手 当 配偶者13,500円、配偶者以外の扶養親族のうち2人までそれぞれ6,000円、扶養親族でない配偶者がある場合そのうち1人について6,500円、配偶者のない職員の扶養親族のうち1人は11,000円、その他の扶養親族1人につき5,000円、扶養親族のうち満16歳年度初めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算 |
| | 1 2 月 期 1.60 月 分 | 0.7 月 分 | |
| | 計 3.00 月 分 | 1.4 月 分 | 住 居 手 当 借家：月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に対し100円～27,000円 自宅：2,500円ただし、新築又は購入した住宅に係るものについては、当該新築又は購入の日から起算して5年間は3,500円 |
| | 職務上の段階、職務の級等による加算措置有り | | |
| 退 職 手 当 | (支給率) 自己都合 | 勸奨・定年 | 手 通 勤 交通用具使用者 通勤距離に応じて 2,200円～43,900円 |
| | 勤続20年 21.0 月分 | 27.3 月分 | |
| | 勤続25年 33.75 月分 | 42.12 月分 | |
| | 勤続35年 47.5 月分 | 59.28 月分 | |
| | 最高限度額 59.28 月分 | 59.28 月分 | |
| | その他の加算措置 勤続年数に応じて退職時の特別昇給有り 定年前早期退職者に対する加算措置有り | | |

(8) 特別職の報酬等の状況 (平成17年4月1日現在)

| 区 分 | 給 料 月 額 等 | 期 末 手 当 | | | |
|-----|-----------|-----------|------------|----------|----------|
| 給 料 | 村 長 | 508,200 円 | (17年度支給割合) | | |
| | 助 役 | 522,000 円 | 6 月 期 | 12 月 期 | 計 |
| | 収入役 | — | 1.60 月 分 | 1.70 月 分 | 3.30 月 分 |
| | 教育長 | 497,700 円 | | | |
| 報 酬 | 議 長 | 242,000 円 | (17年度支給割合) | | |
| | 副議長 | 200,000 円 | 6 月 期 | 12 月 期 | 計 |
| | 議 員 | 180,000 円 | 1.60 月 分 | 1.70 月 分 | 3.30 月 分 |
| | | | | | |

※村長30%減額。助役・収入役・教育長10%減額で掲載。

(9) 部門別職員数の状況 (平成17年4月1日現在)

(単位：人)

| 部 門 | 区 分 | 職 員 数 | | | 対 前 年 増 減 数 | | | 主 な 増 減 理 由 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|----------------|
| | | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | |
| 一 般 行 政 部 門 | 議 会 | 1 | 1 | 1 | | | | |
| | 総務企画 | 13 | 12 | 11 | | -1 | -1 | 自動車運転業務の委託による減 |
| | 税 務 | 3 | 3 | 3 | | | | |
| | 民 生 | 10 | 11 | 10 | | 1 | -1 | 退職者不補充 |
| | 衛 生 | 4 | 5 | 5 | -1 | 1 | | |
| | 労 働 | | | | | | | |
| | 農林水産 | 7 | 6 | 5 | | -1 | -1 | 退職者不補充 |
| | 商 工 | | | | | | | |
| | 土 木 | 3 | 3 | 3 | | | | |
| | 小 計 | 41 | 41 | 38 | -1 | | -3 | |
| 特別行政部門 | 教 育 | 16 | 15 | 15 | 1 | -1 | | |
| 普通会 | 計 計 | 57 | 56 | 53 | | -1 | -3 | |
| 公営企業等 | 水 道 | 2 | 2 | 2 | | | | |
| | 下 水 道 | 4 | 2 | 2 | 1 | -2 | | |
| 会 計 部 門 | 国 保 護 | 3 | 3 | 3 | | | | |
| | 介 護 | | | | | | | |
| | 小 計 | 9 | 7 | 7 | 1 | -2 | | |
| 合 計 | | 66 | 63 | 60 | 1 | -3 | -3 | |

(注) 職員数は、地方公共団体定員管理調査(教育長のみ含む)の人数です。

(10) 定員適正化計画の数値目標

村職員の定数は、湯川村職員定数条例(66名)の中で定められ、平成12年8月に策定された定員適正化計画を踏まえながら管理されています。新たな行政需要の増加に伴う職員配置については、部門間の配置転換等により定数増を抑え、平成11年度ベースの職員数を維持していくことを目標としています。

(単位：人)

| 部 門 | 区 分 | 平成11年度末 職員数 | 増 減 数 | | | | 計画終了時 職員数 |
|-----------------|-----|----------------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| | | | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | |
| 一 般 行 政 部 門 | | 43 | 0 | 0 | 0 | 0 | 43 |
| 特 別 行 政 部 門 | | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| 公 営 企 業 会 計 部 門 | | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 合 計 | | 64 | 0 | 0 | 0 | 0 | 64 |

高齢者のインフルエンザ予防接種について

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。普通のかぜに比べて全身症状が強いのが特徴で、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することもあります。特に65歳以上の高齢者などで死亡率が高いと報告されています。

予防の基本は、予防接種です。必要性や副反応について、よくご理解いただき、期間内に接種してください。

- 1 対象者 ①湯川村民であり、接種当日65歳以上の方
②60歳から65歳未満の慢性高度心肺・腎機能等不全の方
(医師の診断書又は身体障害者福祉手帳の写しが必要となります。)

※但し、実施期間以前に予防接種済みの方は対象となりません。

- 2 実施期間 平成17年11月1日から12月31日までで、各医療機関が接種を実施する日
- 3 持参するもの ・湯川村インフルエンザ予防接種予診票 (保健委員さんから配付された水色の用紙です)
・健康保険証
・健康手帳 (予防接種済みの証明をします)

※不明な点は保健センターへお問い合わせください。 ☎ 27-3110

国保 お医者さんにかかる時の、あなたの負担

就学前児の
乳幼児の
医療費の負担割合は
0割です



高額療養費の
自己負担**限度額**は
所得に応じて変わります



70歳になったけど
老人保健はいくつから
該当するんだろう？

老人保健制度の
対象年齢は
75歳からです
ただし、昭和7年9月30日
以前に生まれた人、65歳以上
で一定の障害のある人は老人
保健の対象です。

**ここが
ポイント!**

高額療養費の自己負担限度額

医療費の負担が下の表の限度額を超えたとき申請により、超えた分の払い戻しが受けられます。
※国保担当窓口へ申請してください。

| | | |
|-------------|---------------|---|
| 住民税課税世帯 | 上位所得者 | 139,800円 さらに、実際にかかった医療費が466,000円を超えた場合には、超えた分の1%の額を加えます。 |
| | 上位所得者以外の人(一般) | 72,300円 さらに、実際にかかった医療費が241,000円を超えた場合には、超えた分の1%の額を加えます。 |
| 住民税非課税世帯等の人 | | 35,400円 |

70歳以上の
高齢者の医療費の
負担割合は
1割または2割です

◆問合せ先
公民館総務係
☎ 27-4107

※作品の搬入・搬出は、作者又はサークルの代表者が責任をもって行ってください。

◆作品の種類
書、絵画、写真、押し花、生け花等

◆作品の搬入日時
11月4日(金) 正午まで

◆作品の搬入場所
湯川村公民館

◆作品と一緒に紙に集落名(サークルの場合はサークル名)、作品名、作者名、電話番号を書いて提出のこと

◆作品の搬出日時
11月7日(月)
午前8時30分〜正午まで

湯川村産業文化祭に
展示作品をサークル及び
個人で出品される方へ
(お知らせ)

湯川村産業文化祭の
お知らせ

恒例の産業文化祭を11月5日、6日の2日間にわたり開催いたします。
多数のご来場を心よりお待ちしております。
なお、詳細は後日チラシにてお知らせします。

「女性の人権ホットライン」相談日の開設

福島地方務局及び福島県人権擁護委員連合会では、夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる各種の人権問題に関する積極的な取組みを行うため、「女性の人権ホットライン」を通じて、積極的に指導・助言を行い、人権侵犯の疑いのある事案を認知した場合には、その事案に応じた措置を講ずることとしております。そこで、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(毎年11月12日から同月25日まで)における取組の一環として、下記のとおり電話による全国一斉「女性の人権ホットライン」相談日を開設することとしました。

- ◆開設日 平成17年11月20日(日)
 - ◆開設時間 午前10時から午後5時まで
 - ◆電話番号 福島地方務局 024-536-1174
- ※当日は電話による相談のみとなっております。お気軽にお電話ください。

☆村特産品販売所へ
出品しませんか

浜崎地内国道1221号沿い会津湯川ラーメン千本岩内に出店している「湯川村特産品販売所」では現在村内からの出品者を募集中です。
新鮮野菜や自慢の漬物、わら細工、手作り品等を出品してみませんか。
販売を希望される方は販売組合事務局(村商工会 ☎ 27-3957)へご相談ください。

戦没者等の遺族の皆様へ
第8回特別弔慰金が支給されます

特別弔慰金は、終戦60周年という節目にあたり、国として改めて戦没者等の遺族に対して弔慰の意を表すため、平成17年4月1日において公務扶助料、遺族年金等を受ける方がいない場合に、特別弔慰金として額面40万円、10年償還の国債が支給されます。

- 1 支給の対象者
 - 1 次の順序に従って最も順位が先の方お一人に支給されます。
 - (1) 平成17年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方
 - (2) 戦没者等の子
 - (3) 戦没者等と生計をともにしていた①父母②孫③祖父④兄弟姉妹
 - (4) 婚姻、養子縁組により平成17年4月1日に氏が変わっている方は除かれます。
 - (5) ③以外の①父母②孫③祖父④兄弟姉妹
- 2 請求の期限

請求は、平成20年3月31日までです。それまでに請求しないと受給できなくなりま
- 3 説明会

請求手続きについて左記により説明会を開催いたします。

(1)日時 平成17年11月9日(木) 午前10時

(2)場所 湯川村高齢者コミュニティセンター
「多目的ホール」

心配ごと相談所 ふれあい相談会
(湯川村社会福祉協議会)

11月14日(月)

- ◆時間 午後1時～4時
 - ◆場所 高齢者コミュニティセンター
 - ◆電話 27-8890
- 専門の法律相談員(弁護士)を招いて皆様の相談をお受けします。
※必ず、前日まで来所時間帯の予約をお願いします。

恩給欠格者、引揚者の皆様へ

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者の方(該当する者の遺族の方を含む)、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方に内閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。

請求書類は、住民課の窓口にあります。既に請求された方は、再度請求される必要はありません。

資格要件などのお問合せは、独立行政法人平和祈念事業特別基金まで
フリーダイヤル 0120-234-933
ホームページアドレス <http://www.heiwa.go.jp>

*ご存じですか。福島県では毎年5千頭の犬や猫が「もらい手も見つからず飼えない」ということで手放されています。

不幸な動物を増やさないために、犬や猫などの繁殖制限に努めましょう。

また、犬や猫などの愛護動物をみだりに虐待したり、捨てた場合は法律により罰金等が科せられます。

動物の習性等を正しく理解し愛情と責任を持って最後まで飼いつづけましょう。

動物から人にうつる感染症があります。正しい知識を持って動物と接しましょう。

▼問合せ先 住民課保健係 ☎27-3110

理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店のお店選びはSマーク登録店で!

Sマークは、厚生労働大臣認可の標準約款制度に従って営業しているお店です。

このSマークを店頭に表示しているお店なら安心、安全、衛生が保証され、皆様の信頼できます。また万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。

(財)福島県生活衛生営業指導センター
☎024-525-4085



●ご利用ください 有機汚泥肥料

汚泥肥料は、植木や家庭菜園などの育成、堆肥の発酵促進、酸性土壌の改良などに適した有機肥料です。

会津地区広域事業組合では、1袋15kg入りの袋詰めと、4t単位での汚泥肥料の配布を行っています。4t単位の場合は無料で配達しますが、袋詰めの場合は直接受け取りにおいでください。

◇受付時間 午前9時～正午と午後1時～4時30分

※土・日・祝日を除く

■ところ・申し込み・問い合わせ 会津地区広域事業組合施設課 (☎024212719004)

万が一、交通事故にあったら

近年、交通事故の態様も複雑化し、その解決にお困りの方も多いことと思います。

(社)日本損害保険協会では、そんな方々のために全国に「自動車保険請求相談センター」を設置し、自動車損害賠償責任保険ならびに任意自動車保険の請求について、無料でご相談をお受けしています。突然の交通事故などであわてず、まずは相談してみたいかがでしょうか。

(社)日本損害保険協会東北支部 福島自動車保険請求相談センター
〒960-8031 福島市栄町10-21 (福島栄町ビル5F)
☎024-521-1295

相談日 月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～12:00・13:00～17:00
弁護士相談日 毎週木曜日 13:00～16:00 (予約制・相談無料・要面談)



会社・法人の登記事務 コンピュータ処理が始まります

平成18年1月16日(月)から、福島地方務局坂下出張所で取り扱っている河沼郡会津坂下町、河沼郡柳津町、河沼郡湯川村、耶麻郡西会津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村に本店・支店を置く会社及び主たる事務所を置く法人の登記事務は順次コンピュータ化され、平成18年3月下旬頃にはすべての会社・法人の登記事務がコンピュータを利用して取り扱うこととなります。

コンピュータ処理になりますと、これまでの登記簿の謄本・抄本などの取り扱いが下記のように変わります。

コンピュータ処理への移行作業は、順次行いますので、すべての作業が完了するまでの間は、従来どおりの処理を行う場合がありますので、御理解のほどよろしくお願ひします。詳しくは法務局にお問い合わせください。

| | |
|-----------|------------|
| (現行) | (コンピュータ処理) |
| 登記簿の謄本・抄本 | → 登記事項証明書 |
| 代表者の資格証明書 | → 代表者事項証明書 |
| 登記簿の閲覧 | → 登記事項要約書 |
| 印鑑証明書 | → 現行どおり |

▶問い合わせ先
福島地方務局坂下出張所
☎ 0242-83-2502

福島県の最低賃金 平成17年10月1日から

「あっそうだ！今年の最賃いくらかな？」

時間額 **614円**

《あなたの賃金額は大丈夫？》確認方法

- 時間給の場合…時間給 \geq 614円
- 日給の場合…日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 614円
- 月給の場合… $\frac{\text{月給} \times 12 \text{か月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq 614 \text{円}$

★この最低賃金は、福島県内の事業場で使用されるすべての労働者（パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用されます。

- ★最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - (1)精皆勤手当、通勤手当、家族手当
 - (2)臨時に支払われる賃金
 - (3)1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - (4)時間外、休日労働・深夜労働の割増賃金

- ★最低賃金の適用除外を受けられる労働者は
 - ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
 - ②試の使用期間中の者
 - ③職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうちの一定のもの
 - ④イ 所定労働時間の特に短い者
 - ロ 軽易な業務に従事する者
 - ハ 断続的労働に従事する者

★なお、非鉄金属製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、自動車小売業については、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。

最低賃金についてのご照会、ご相談は、
福島県労働局賃金室（福島市霞町1-46 ☎024-536-4604）
又は最寄りの労働基準監督署へ
福島労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

すべての青少年の 健やかな成長を願って 《11月は全国青少年健全育成強調月間》

新たな社会の担い手たる青少年が、日本人としての誇りと自覚を身に付け、豊かな個性と能力を持った人間に成長できるようにすることは、国民すべての願いであり責務です。

このため、内閣府では11月を「全国青少年健全育成強調月間」と定め、関係省庁、地方公共団体及び関係団体の参加を得て、運動の一層の充実と定着を図ることとしています。

子供たちは、各家庭の宝と言うだけでなく、社会全体の宝だと言えます。

そのためには、家庭、学校、地域住民、職場・企業、関係機関・団体が一体となり青少年育成のための国民的な運動を展開する必要があります。

皆さんも、この強調月間を機会に、これまでの自分を振り返ってみて、青少年の育成のための取り組みを始めたり、深めたりするきっかけとしてみませんか。

村職員退職者のお知らせ

平成17年9月30日付で、主幹兼保育所長の若木昭さんと主幹兼学校教育係長の栗城英夫さんが退職されました。
若木さんは昭和44年8月から36年2月間勤務され、栗城さんは昭和52年4月から28年6月間勤務されました。
長い間大変ご苦勞様でした。

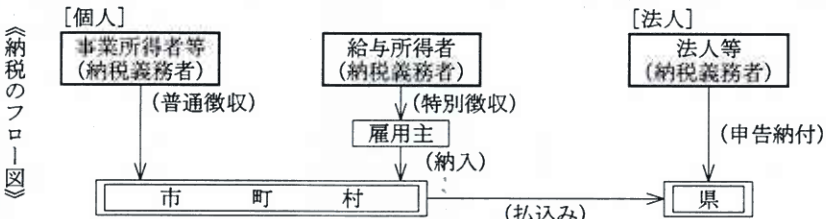
村職員兼任辞令のお知らせ

10月1日付で、村職員の兼任辞令の交付がありましたのでお知らせします。

| | | |
|---------|------------|---------|
| 保育所長兼任 | 住 民 課 長 | 高 橋 清 明 |
| 学校教育係兼任 | 主幹兼公民館総務係長 | 長谷川 正 春 |

福島県では、平成18年4月1日から「森林環境税」を導入します。 福島県の森林環境税制度の概要

福島県税務企画グループ

| 項目 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|-----------------|---------|-------|-------|-------|---------|--------------|-------|---------|-------------|-------|---------|-------------|-----|--------|-----------------|-----|--------|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> 森林は水源のかん養をはじめ、県土や自然環境の保全、二酸化炭素の吸収などの公益的な役割を担い、本県の豊かな自然環境と良好な生活環境を生み出しています。 このような重要な役割を果たす森林を県民全体で守り育て、本県の恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、「県民一人一人が参画する森林づくり」に取り組む財源として、森林環境税を導入します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課税方式 | <ul style="list-style-type: none"> 県民税均等割に加算する方式（県民税均等割の超過課税方式） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税義務者 | <ul style="list-style-type: none"> ①個人：県内に住所、家屋敷等を有する者 ②法人：県内に事務所等を有する法人等（県民税均等割の納税義務者と同じ。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税率 | <ul style="list-style-type: none"> ①個人：年額1,000円 ②法人：年額：法人県民税均等割額の10%相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額による法人等の区分</th> <th>県民税均等割額</th> <th>森林環境税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>8.0万円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>5.4万円</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>1.3万円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>5万円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>その他（1千万円以下の法人等）</td> <td>2万円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 資本等の金額による法人等の区分 | 県民税均等割額 | 森林環境税 | 50億円超 | 8.0万円 | 80,000円 | 10億円超～50億円以下 | 5.4万円 | 54,000円 | 1億円超～10億円以下 | 1.3万円 | 13,000円 | 1千万円超～1億円以下 | 5万円 | 5,000円 | その他（1千万円以下の法人等） | 2万円 | 2,000円 |
| 資本等の金額による法人等の区分 | 県民税均等割額 | 森林環境税 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50億円超 | 8.0万円 | 80,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10億円超～50億円以下 | 5.4万円 | 54,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1億円超～10億円以下 | 1.3万円 | 13,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1千万円超～1億円以下 | 5万円 | 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他（1千万円以下の法人等） | 2万円 | 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税の方法 | <ul style="list-style-type: none"> 県民税均等割に加算して納めていただきます。 [個人の場合] ○個人事業者等（給与所得者以外の方）については、原則として年4回の納期（6月・8月・10月・翌年1月）に分けて、市町村から送付される住民税の納税通知書によって納めていただきます。（普通徴収） ○給与所得者については、6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給料から差し引かれて納めていただきます。（特別徴収） [法人の場合] ○法人県民税・事業税の申告納付の際に納めていただきます。（申告納付） 適用は、平成18年4月1日以降に開始する事業年度分からです。  | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税収の規模 | <ul style="list-style-type: none"> 年間10億円程度（平年度ベース） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税収の使途 | <ul style="list-style-type: none"> ○森林との共生関係の形成 森林環境学習推進事業、森林文化復興事業、森林ボランティア総合対策事業等 ○森林環境の適正な保全 森林環境適正管理事業、農山村活性化支援事業、森林産業創出支援事業等 ○市町村における森林環境保全への取組み | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 課税期間：5年間（5年後の導入の効果等を検証し、見直すこととしております。） [個人] 平成18年度分～平成22年度分 [法人] 平成18年4月1日～平成23年3月31日の間に開始する事業年度分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

「平成17年分年末調整説明会」を開催します

間もなく年末調整の時期を迎えますので、次の日程により年末調整事務の説明会を開催します。

- 対象者 村内の法人及び個人事業者（青色申告者を除く）
- 日 時 平成17年11月16日(水) 受付 午後1時 説明会 午後1時30分～3時
- 場 所 会津坂下町中央公民館
- 問い合わせ

年末調整説明会に関する照会等は、次の担当まで御連絡ください。
 ・会津若松税務署法人課税第一部門源泉所得税担当
 ☎（代表）0242-27-4311（内線225） ☎（直通）0242-27-4346
 ・湯川村役場税務課 ☎ 0241-27-8820

税を考える週間（11月11日から17日まで）

（今年のテーマ「少子・高齢社会と税」）

国や地方自治体は、高齢化や国際化が進む将来の日本を見据え、社会保障の充実や社会資本の整備、国際協力の推進など、多くの仕事を手がけており、その費用は私たちの税金でまかなわれています。

この機会に、あなたも税の仕組みや目的を考えてみましょう。

●国民健康保険税を納めない期間が長くなると、法令による措置が行われます。
 ○納期の過ぎてきている税金をまだ納めていないときには、『計画を立てて、早めに納める』ようにしてください。

今月の納税
 11月30日(水)まで
 国民健康保険税
 第5期分
 納税は「納期限まで」
 お願いします。

11月のよとい



保健だより

乳幼児健診と 相談の御案内

おねがい

乳幼児の健診・相談についての個別通知はいたしません。

該当になっている方は、母子健康手帳と事前にお渡しした質問票に記入のうえ、ご持参ください。

※ 健診の都合の悪い方、不明な点のある方は、湯川村保健センターまで連絡して下さい。

☎27-3110 (直通)

| | 3か月児健診 | 乳児健康相談 |
|--------------------|------------------------|--|
| 月 日 | 11月8日(火) | 11月29日(火) |
| 場 所 | 会津坂下町健康管理センター | 湯川村保健センター |
| 受付時間 と 該 当 児 | 13:00~13:30 H17年7月生 | 9:15~9:25 H17年6月生 9:50~10:00 H17年4月生 10:30~10:40 H17年1月生 |

◎ 運動できる服装で上履きをご持参ください。

◆ 場所 湯川村公民館
午後1時30分~3時

◆ 日時 ① 11月8日(火)
② 12月6日(火)

ダンベル体操は、筋肉を動かすことにより基礎代謝を高め、基礎体力をつけ体の虚弱化や寝たきりの防止につながります。毎日、たったの15分間の運動で、生涯元気で、いきいきと暮らしていただけるよう、ぜひ講習会に参加し運動法を習得しましょう。高齢社会では、毎日、運動することは大事な仕事のひとつです。

生涯現役を目指して
玄米ダンベル・
二ギ二ギ体操
講習会のご案内

八日町の菊池さんから、その後、うれしい報告がありました。禁煙してから体重が7kgも増加し、悩んでいたのですが4kg減量できたそうです。残りの体重も少しずつ減らし、二十歳代の体重を維持できるといいですね。

「私の禁煙体験記」
その後・・・

インフルエンザ予防接種を希望される方へ

インフルエンザ予防接種を下記期間内に実施された方の保護者に対し、予防接種料金を半額助成いたします。

助成を希望される方は、下記により手続きを行って下さい。

- 1 予防接種の対象者
18歳まで(昭和62年4月2日以降に生まれた者)
- 2 接種期間
平成17年11月1日~平成18年1月31日の間
- 3 助成する金額
半額
(医療機関によって料金が異なりますが、かかった額の半額を助成します。端数が出た場合は切り捨てとします。2回接種を限度とします。)
- 4 持参するもの
① インフルエンザを接種したと証明できるもの(領収書等で、接種を受けた本人の氏名・実施期日・医療機関名・接種料金が記載されたもの) ※金額と接種日がわかること、レシートのみでは無効です。様式がない場合は、保健センターに証明書を準備しておりますので、ご利用ください。
② 印鑑と助成金振込のための保護者の通帳(郵便局除く)
- 5 手続き期間
平成17年12月1日から
平成18年2月10日まで
接種が完了後(2回接種の場合は2回接種後)、助成金支給のための手続きを行って下さい。
- 6 手続き場所
村保健センターで受付いたします。
(申請用紙は保健センターにあります。)

▶ 問い合わせ先
湯川村保健センター
☎ 27-3110



村民の文芸 発表のひろば

湯川俳句会

出穂始めむ大穂なりとて農夫笑む
畦に立つ稲穂だまって首下げる

鈴木 一扇

人の輪を優しく包む庭の菊
鎌洗ふ川にトンボののぞきこむ

鈴木いちの

秋桜風の中より笑顔かな
ねぎらいて癒してくれし秋桜

鈴木 信子

秋晴れて気分てんかん散歩かな
秋の夜や心しずかに虫の声

成田 一步

秋桜や丈の長きは風に泣き
三重奏風呂で聞き入る虫の声

田邊 貞子

萩の風昔を繰りし山路かな
自転車や行く道一人猫じゃらし

鈴木 清子

妻に歩を合わせて初秋の上高地
野の花や挿して湯の宿秋に入る

小林喜久雄

月記るのみの小机古びけり
のたうちす稲刈る遠き日の思い

東条 ヒデ

軽やかに雲流れゆく天高し
花茗荷待宵草に似た姿

鈴木智恵子

沃野湯川会

八月の空に向ひば叫びたき思ひを持ちて
今に生きたり

吉田 妙子

杯に菊の花びら浮かせつつ夫と向き合ひ
重陽祝ふ

矢澤 悦子

雨上り一つ蝉鳴き二つ鳴き空気がふるはせ
百の蝉なく

磯部 英世

冷房かけ昼寝の孫に寄り添ひてわが子に
せざりし遠き日思ふ

坂内タミ子

稲田なか稗の一本を見つけたたり狙い定め
て稲分けてゆく

鈴木 久子

農婦病み畑に生ゆる犬稗にカラスのエン
ドウからみ花つく

小林 幸夫

遠く住む姉より服の送りくる目の衰へを
なげく文添へ

鈴木トシ子

台風すぎてミントのごとき風吹く夜は
母の無償に恋し

鈴木 和子

バックする車に轢かれし隣り家の犬は昨
日までわれと遊びし

佐野 常雄

走りゐる車窓に老父稲の穂のなびける田
圃じつと見つむる

鈴木 悦子

入道雲わきたつ空を引き裂きて雷なれり
家族声なし

菅沼 禎子

極上か時代遅れか大根の畑打つ鎌にぼと
り汗落つ

小林 和子

友だちとおきな頃の思ひ出に花を咲か
せるクラス会の夜

鈴木 一実

孫たちの毬栗頭三ツ揃へ蝉鳴きしぎるに
宮参りする

兼子 春江

秋風や朝夕寒さ身にしみて猛暑忘れて炬
燵をつくる

北条 泰司

幸せはいつもの場所に笑ひをり日常とい
ふ安全地帯

渡部 美恵

我が肩にとまりて短く鳴きし蝉草引く手
元において動かす

渡部 邦子

穂揃へも過ぎて緑はやはらかく見渡すか
ぎり「瑞穂」の大地

五十嵐 猛

おとづるる愛知万博会場は顔かほかの
なかにわが顔

大関 伝

ゆがわ川柳例会句

課題「約束」「自由吟」

返事こぬメール電話で確かめる
コスモスが思い出の文連れてくる

上野 甲子

又あした約束したネ赤トンボ
初デートどれにしようかイヤリング

兼子 信子

約束日タプツて居るぞとカレンダ
ー反故にした約束今も疼いてる

小野 留作

又来いよ指切りげんまん幼孫
約束の友の来ぬ日の寂しさよ

高畑 玉枝

げんまんを未だ信じてる細い指
約束を果たし足腹弱り出す

森田美和子

禁煙の約束破る三日坊主
約束の話がとけて昼の酒

飯塚 幸子

指切りをしながら孫はもう寝息
茜雲晴れの約束して別れ

角田 俊子

約束は秘密だったか口に指

山内 羊子

約束は秘密だったか口に指

兼子ノブイ

小林 輝子

高橋 久子

高橋 政子

高橋 駒子

田村 通弘

会津坂下警察署からのお知らせ

湯川村では9月中、窃盗（自販機ねらい1、自動車盗1、部品ねらい1）の3件、建造物侵入1件、器物損壊1件の計5件の刑法犯発生がありました。

会津方で車上ねらいが多発しており、当署管内でも町内は勿論のこと、山菜取りに来た方々が被害に遭っています。

- 鍵かけ等の自主防犯に努めるとともに、
- ▶車内には現金等の貴重品は置かない。
- ▶車外から見えるところにバック等は置かない。（お金が入って無くてもそれだけで狙われます。）
- ▶鍵かけ確認を必ずする。（オートロックは特に注意しましょう。）

等に心掛けて被害に遭わないようにしましょう。

湯川村内街頭犯罪等発生状況（17年9月末現在）

| 区分 | 空き巣 ねらい | 忍込 み | 事務所 荒し | 出店 荒し | 自動車 盗 | オート バイ盗 | 自転車 盗 | 自販機 ねらい | 車上 ねらい | 強制 わいせつ | 計 | 全刑法 犯 |
|-----|------------|---------|-----------|----------|----------|------------|----------|------------|-----------|------------|----|----------|
| 管内 | 1 | 0 | 4 | 3 | 3 | 2 | 15 | 9 | 16 | 0 | 53 | 152 |
| 湯川村 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 7 | 16 |

会津坂下警察署 TEL0242-83-3451 湯川村防犯協会 TEL0241-27-8800

消防署からのお知らせ

平成17年度 秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）

あなたです 火のあるくらしの 見はり役



寝タバコをしない



ストーブの周りには燃えやすいものを置かない



コンロから目を離さない



コンセントの取扱はやさしく



家の周りはスッキリと

火災はちょっとした注意で防げます

※例年、稲刈り後に稲殻・わら等を田畑に集め、焼却処分しているのが見受けられます。その際、道路に近い箇所では焼却していると視界不良となり、交通事故の発生の原因となったり、住宅に隣接した箇所においては、飛び火等により火災の発生につながる可能性があります。

稲殻等の焼却につきましては、管理の徹底をお願いします。

会津若松消防署十文字出張所

湯川村消防団

TEL0242-75-2151 FAX0242-75-2196

心配ごと相談所

（湯川村社会福祉協議会）

11月13日（日）

時間

午後1時～午後3時

今月の相談員

鈴木 國雄（所長）

場所

役場小会議室 ☎27-8810

大場 新祐（民生児童員）

戸籍の窓口

（9月受付）

お誕生おめでとうございます

| （地区） | （両親） | （子） |
|------|-------------|-----|
| 高瀬 | 加藤 広文 リエ | 凜 |
| 佐野 | 星 和廣 理恵 | 花乃音 |
| 浜崎 | 鈴木 俊雄 由紀 | 悠 真 |

謹んでおくやみ申し上げます

| （地区） | （本人） | （年齢） |
|------|-------|------|
| 浜崎 | 小野喜多郎 | 83歳 |
| 笈川 | 酒井ハルヨ | 80歳 |
| 中扇田 | 田村キヨノ | 86歳 |
| 米丸 | 手代木チヨ | 89歳 |
| 森台 | 柏木 繁芳 | 82歳 |
| 米丸 | 小林 清一 | 85歳 |
| 浜崎 | 篠田 文雄 | 88歳 |
| 東八日町 | 物江 勘吾 | 97歳 |
| 浜崎 | 長谷川聖子 | 75歳 |

家庭の話し合い、一緒の食事の励行、親子ふれあい運動を実践しましょう。

毎月「第3日曜日」は「家庭の日」です

あいさつ運動

あ明るく いいつでも さ先に つ 続けて

湯川村青少年育成村民会議

村内の交通事故

（上段は人身事故・下段は物損事故）

| | 件数 | 死亡 | 傷者 |
|------------------------------|----|----|------|
| 平成16年 | 39 | 0 | 18 |
| (1月～12月) | 74 | | |
| 平成17年 | 0 | 0 | 0 |
| 9月 | 2 | | |
| 平成17年 | 10 | 0 | 14 |
| 累計 | 55 | | |
| 交通死亡事故ゼロ日数 (平成17年9月30日現在) | | | 918日 |

23日(水) 勤労感謝の日

6日(日) 秋の火災予防運動
消防団防火パレード
秋季文化財防火訓練
(浜崎)

5日(土) 湯川村産業文化祭

3日(木) 文化の日

1日(火) 交通事故ゼロ
歩行者優先の日

11月の行事予定